

国立大学法人山口大学業務方法書

平成 16 年 5 月 24 日
文部科学大臣認可

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の業務の方法について、国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 57 号）第 8 条に規定する事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(出資の方法に関する基本的事項)

第 2 条 本法人は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合、国立大学法人法第 22 条第 1 項第 6 号及び同施行令第 3 条の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。

第 3 条 本法人は、出資に関し、国立大学法人法第 22 条第 2 項に規定する認可を申請しようとするときは、経営協議会の審議を経た上で役員会の議を経るものとする。

2 前項の経営協議会及び役員会については、議事録を作成し、出資の認可の申請に係る議事の内容を明瞭に記載するものとする。

(業務の委託)

第 4 条 本法人は、法人法第 22 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号に規定する業務の一部を本法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第 5 条 本法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第 6 条 本法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより、競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(外部資金)

第 7 条 本法人は、法人法第 1 条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(施設の貸付)

第 8 条 本法人は、特に必要があると認めるときは、施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、学長が適当と認める者に対して貸し付けることができる。

2 施設の貸付に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 9 条 法令及びこの業務方法書に定めるもののほか、本法人の業務の執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。